

第1回臨時会

第1回臨時会が2月15日に開催され、一般会計補正予算のほか20件の議案審議を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

・審議した議案

第1回臨時会 2月15日開会

審議した議案

今冬の降雪に対し
除雪経費2304万円
を追加補正!

予算

平成23年度佐呂間町一般会計補正予算(第6号)
1億212万円が減額され、予算の総額が53億2539万円になりました。

【主な歳入】

- ・町民税個人現年度課税分 (普通徴収) 5818万円
- ・町民税個人現年度課税分 (特別徴収) 1129万円

- ・町民法人税現年度課税分 924万円
- ・固定資産税現年度課税分 1272万円
- ・町たばこ税 611万円
- ・佐呂間保育所保育料負担金 323万円
- ・へき地保育所使用料 302万円
- ・子ども手当負担金 1109万円
- ・子ども手当準備事業補助金 315万円
- ・循環型社会形成推進交付金 116万円

- ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 7182万円
- ・財政調整基金繰入金 6365万円
- ・減債基金繰入金 2000万円
- ・各公共施設整備基金繰入金 4000万円

【主な歳出】

- ・北海道自治体情報システム協議会負担金 315万円
- ・各公共施設整備基金積立金 5500万円
- ・障害者自立支援費 313万円
- ・子ども手当 981万円
- ・佐呂間厚生クリニック改修工事 303万円
- ・佐呂間厚生病院運営損失負担金 3668万円
- ・任意予防接種費用負担金 400万円
- ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 7182万円
- ・住宅建設促進事業補助金 450万円
- ・重機等借上料 2088万円
- ・町債償還利子 756万円
- ・佐呂間町介護サービス事業特別会計繰出金 1700万円

平成23年度佐呂間町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)
316万円が追加され予算の総額が2億2624万円になりました。

【主な歳入】

- ・短期入所利用料 549万円
- ・特別養護老人ホーム利用料 565万円
- ・一般会計繰入金 1700万円
- ・前年度繰越金 561万円
- ・燃料費 176万円



第1回臨時会

・ 審議した議案

期末・勤勉手当の加算

24年度から支給復活

町長、副町長、教育長は15%の加算。
一般職は役職加算として、

課長職 15% 課長補佐職 10%
係長職 5%

条例

加算率は、期末手当の15%とする条例の改正が行われました。

特別職の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部を改正する条例制定について
佐呂間町教育委員会教育長の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部を改正する条例制定について

町長、副町長及び教育長の期末手当の加算については、平成15年度から廃止となっていました。今回、一般職員と同様に加算をつけることとしました。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

職員の期末・勤勉手当の加算については、平成17年度より当分の間凍結することとされていました。管内の支給状況等を考慮し加算を復元することとしました。

加算率は、期末・勤勉手当に対し、役職に応じて課長職が15%、課長補佐職で10%、係長職が5%とする条例改正が行われました。

各種公共施設の使用料金

平成24年度より値下げ!!

佐呂間町民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

例の一部を改正する条例制定について

佐呂間町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

佐呂間町屋内ゲートボール場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

佐呂間町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例制定について

佐呂間町地場産品開発研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

佐呂間町営スキー場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

佐呂間コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

佐呂間町武道館・温水プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

若佐コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

佐呂間町100年広場の設置及び管理に関する条例制定について

若佐コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例制定について

第1回臨時会

- ・ 審議した議案
- ・ 町長行政報告

浜佐呂間活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

栄地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

今回の使用料の改正については、町民からの要望と利用者の負担軽減を図り、お年寄りから若年層まで幅広い利用拡大を願い、各施設の利用料を改定しました。

主な改正点は次の4点で、現行の使用料の半額程度、または管内の使用料の中庸程度に引き下げ。

冬季間の割増料金をなくして、通年同一料金とする。(葬儀会場に使用の場合のみ冬料金の設定あり)

消費税加算分の10円単位の端数を整理して払いやすい金額にする。

24年4月1日から実施することとして、広報等により事前に住民周知をすることとしました。

佐呂間町立佐呂間保育所条例の一部を改正する条例制定について

佐呂間町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について

佐呂間保育所及びへき地保育所の保育料は、前年度の所得税等の税額により13の階層区分に当てはめて決定しています。

しかし平成22年度の国の税制改正に伴い、0歳から15歳の年少控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の控除が廃止されました。このことにより所得税額が上がリ、保育料の算定が高くなる恐れがあります。

ことから、税制改正前と同様に扶養控除計算をして保育料を算定できるように条例の改正を行いました。

町長行政報告

サロマ湖第2湖口の砂堆積について

本年1月5日から6日に通過した低気圧の影響で、サロマ湖第2湖口の水路(航路)並びに導流堤周辺に砂が堆積し

閉塞しました。第2湖口は海水交換による湖内漁場環境の向上を目的に、沿岸漁場整備開発事業として北海道が昭和48年に開削を開始以来十余年を経て完成したもので、その後道開発局により老朽化した護岸改修や水路拡幅が進められておりますが、通水以来初めての重大事象によつて漁船の航行や外海との海水交換量の減少に伴うホタテ、カキなどの養殖漁業への影響が懸念されており、オホーツク総合振興局では2月6日から長さ200mの通水溝を掘削中で

あり、道開発局も対応を検討中であります。サロマ湖開発期成会では2月初め、第2湖口の「堆積濃砂の早急な除去による安定的漁業生産活動の維持」など3項目を国、道などの関係機関に要請、農林水産省、国土交通省からは融雪後の砂の除去、原因究明と対策実施に向けた回答を得ており、一日も早い復旧を望んでおります。

北見赤十字病院改築に伴う財政支援について

2月7日に開催のオホーツク町村会定期総会の終了後、

小谷北見市長、吉田北見赤十字病院院長から同病院の改築に関する概要説明があり、それに伴う財政支援の要請がありました。

新病院整備計画概要では、新築の新たな棟が鉄筋コンクリート一部鉄骨造りの地上9階地下1階建て(屋上へりポートを備える)の他に、新築ペット棟(研究検査施設)地上3階建て、更に既存施設の改修および増築等これらを合わせた延べ床面積は50290㎡となります。病床数は、現在の680床から532床となり、診療科目は、現在の17科から緩和医療科と歯科口腔科を新設し19科とする予定で、本年春からの建設着工で新本館の完成開院予定は平成26年度になるとのことです。

総事業費は168億円と見込まれており、国、道から補助金30億円、北見市60億円、残るオホーツク管内17市町村が3億5千万円を負担すると予測されますが、本町住民の医療の充実と管内の第3次救急医療の対応や、高度医療の提供などを勘案致した結果、財政支援については了承する考え

であります。